

## 会議の結果要旨

◆ 開催した会議の名称

平成30年度 精華町特別職報酬等審議会

◆ 開催日時

平成30年12月18日（火）午後2時から午後3時10分

◆ 開催場所

精華町役場 5階 行政委員会室

◆ 出席者

武蔵 勝宏（同志社大学政策学部教授）

高鍋 房美（精華町社会教育委員）

古海 りえ子（人権啓発課 女性人材登録者）

田尻 儀久（精華町商工会会長）

綿崎 健（精華町自治会連合会幹事）

◆ 公開・非公開

公開

傍聴者なし

◆ 議事

1. 委嘱状の交付

2. 委員紹介・会長等の選任

精華町特別職報酬等審議会委員名簿のとおり

委員の互選により、会長に武蔵委員、会長の職代理に高鍋委員が選出

3. 会長あいさつ

4. 町長あいさつ

5. 町長諮問

内容 精華町町長、副町長及び教育長の給与の額の改定について

## 6. 審議

武蔵会長 町長、副町長及び教育長の給与額については、本来の給与額の条例と減額に係る特例条例の2つに分かれておりますので、まず最初に、本来の給料が適正であるかの審議をいたしますので、それに関する配布資料について、事務局に説明願います。

武蔵会長 各委員の意見を伺います。

田尻委員 議会議員を例に挙げると、報酬額が原因で立候補者が減ってきている。そういう状況を把握したうえで、報酬額は、妥当な額を支払う方向で審議したい。

綿崎委員 現行の額が、平成10年4月に適用されて以来、改定されていない。特別職の報酬額については、住民の理解のもと、改定されるべきである中で、精華町については、京都府内の町で一番人口が多く、参考となるのは、隣の木津川市となり、木津川市の額を超えることは、住民の理解が得られない。また、町村の中で、他を下回ることも、問題でありますので、現行の、町長が825,000円、副町長が705,000円、教育長が654,000円が妥当であると考えます。

田尻委員 町長の給与額について、気になることは、人口比較も必要ですが、学研都市という特殊事情により、京都府や国への要望や折衝等の公務の量が他の市町村と比べ物にならないと思っている。副町長は選挙は無いが、町長は選挙があるため、825,000円が妥当なのかも検討する必要があると思う。

また、平成10年から改定されていないというのは、それ以降、物価も上昇しているのに併せ、近年では職員の給与も上昇していると聞いているので、特別職も少し上げてもいいのではないかと思います。

武蔵会長 町長、ご本人としては、先ほどのあいさつの中で、任期中は、現状のままでとのお気持ちを示されました。

次の町長に変わられた段階で、引き上げということは、可能性としてあろうかと、思いますが、どうでしょう。

田尻委員 私は町長といろいろな総会や会議等でご一緒する機会がよくあって、日頃の努力を実感している中で、給与が減額されているのは心苦しく思うが、町長の強い思いの中でのことなので、仕方なく思う。

武蔵会長 減額の特例条例の兼ね合いもある中で、本来の給料については、もう少し上げてもいいのではとの意見もありましたが、ある程度妥当な額であるということで、本来の給料の額につきましては、現状の額ということでまとめますが、よろしいでしょうか。

委員全員 了承

武蔵会長 続いて、減額の特例条例について審議をしていただきますが、現在、町長が10%、副町長と教育長が7%、それぞれ月例給与について減額されております。審議として、減額をゼロにすることもありますし、減額率を上げたり、下げたりなど、減額をどの程度するか。

また、期間につきましても、現行の条例では2年間ごとに更新されていますので、従来通りで行きますと、平成31年から2年間となります。また、先ほどの町長の話の中で、減額条例は、公約実現のための財源として活用できた、継続したい。とのことでしたが、従来期間となると、町長が変わられた場合、次の町長にも適用されることとなりますので、いつまでこの減額条例を継続するのか、先ほど事務局からも、少なくとも自分の任期であります10月23日までの継続を強く希望されているという、町長の思いを伝えていただきましたが、木村町長の任期の末日の10月23日まで、そういったことも考えられます。

精華町の状況としましては、義務的経費が大体64億円くらい、そして税収が60億円弱、いわゆる政策的経費は、補助

金や交付金等で手当しなければならぬ状況であるのは間違いない。ただ、公債費については、この3年間圧縮してこられているということ。また、人件費については、この5年間横ばいの状況である。あと、扶助費は、高齢化に伴いまして、負担になっているとの話もありました。改善しているとは言うものの、財政状況については、楽観視できない状況にあるかと思えます。

減額については、一気に無くしていくのか、段階を踏むのか、資料の減額のパーセンテージを踏まえましてご意見いただきたい。

田尻委員 減額の継続は必要ないと思うが、町長の強い思いがあるのであれば、継続してもいいと思う。

ただ、町長が変わられたときに、次の町長に影響が生じるため、期間は慎重に審議したい。

綿崎委員 私は、減額措置は今回で廃止すべきと思う。15年度からの減額条例の発端となった職員給料についても、ほぼ、回復状態にあることを勘案すると、いつまでも継続する必要がないと思えますが、町長が強く継続希望されていることもありますので、現町長の任期の末日まで、継続するという取り扱いで、いいのではないかなと思います。

古海委員 減額を継続したい町長の気持ちを体現させてあげたい。ただ、次の町長、精華町を担っていただく方が、報酬の額が、特例条例のような曖昧な額ではなくて、明確にしておかないと、出馬の際など、判断しにくいように思います。

高鍋委員 2年前の審議会では議員報酬について審議させていただいて、審議会として引き上げの答申を行いました。その時も、優秀な方に議員になっていただくとなると、報酬額は大きな部分を占めるものであるとのことでありました。町長についても、人材確保の考え方は同じと思われそうですし、今の情勢からも減額措置は無くてもいいかなと思います。民間企業でもそ

うですが、立て直しの手段として、人件費の削減からというのは、私もよろしくないと感じていますし、そこは、やる気を出すということで、減額はなくして、他の政策的な事業で、解決していただければと思います。

武蔵会長 私個人としても、15年間、減額措置を継続されてきて、減額された額についてもかなりの額になっています。これだけの財政改善の成果も上げられましたので、次の町長、副町長が就任される際には、いったん減額は無しにして、本来の精華町の報酬額で就任いただいて、そして、その中で、しっかり仕事をしていただけることを期待させていただきたいと思います。

田尻委員 他の市町村でも報酬に興味がない首長も存在する中で、この町においても、これから優秀な人材がリーダーになって頂いたり、しっかりした人が代表になって頂くときに、報酬というのは大事であると考えますので、そこは陰の無いようにしたい。

武蔵会長 それでは、本日審議いただきました、皆さんからご意見を頂きましたのをまとめますと、まず、町長、副町長、教育長の本来の報酬額については、改定無しとする。

また、町長が10%、副町長と教育長が7%の減額の特例条例については、現行と同じ内容で継続する、ただし、期間については、町長の任期が満了します平成31年10月23日までとすることで、まとめさせてい頂いて、よろしいですか。

委員全員 了承

武蔵会長 本日、いろいろなご意見頂戴いたしまして、有難うございました、今、お出し頂きました意見を集約しまして最終的に審議会として答申を文書の形でまとめていくこととなります。今この場で行くとはできませんので、どういう流れでさせていただきますでしょうか。

田尻委員 できましたら、会長にお願いしたい。

綿崎委員 会長にお願いしたい。

委員全員 了承

武蔵会長 承知いたしました。私と事務局とで答申文の案を作成させていただいて、まとめ次第、委員の皆さんへお送りさせていただきます。その案文について、加筆や修正のある場合は、事務局へご連絡ください。最終、皆さんのご意見を踏まえまして、会長であります私の印を付し、完成という流れでよろしいですか。

委員全員 了承

武蔵会長 あと、町長への答申につきましては、町長の日程を調整させていただいて私が代表でお渡ししたいと思います。委員の皆さんにおかれましては、日程が合うようでしたら、ご同席願います。

武蔵会長 それでは、本日は長時間にわたり、貴重なご意見を頂戴いたしまして誠に有難うございました。皆様のご協力を持ちまして無事、審議を終えることができました。以上を持ちまして、本日の会を終了いたします。有難うございました。

## ■【審議等の結果】

議題1 精華町町長、副町長及び教育長の給与の額の改定について

町長：825,000円（改定無し）

副町長：705,000円（改定無し）

教育長：654,000円（改定無し）

議題2 減額の特例条例について

町長：10%削減 ※ただし、月例給のみ（現行通り）

副町長：7%削減 ※ただし、月例給のみ（現行通り）

教育長：7%削減 ※ただし、月例給のみ（現行通り）

減額期間については、

平成31年4月1日から平成31年10月23日までとする